

第56回 教育研究評議会 議事要旨

日 時 平成19年11月22日(木) 13:30~14:30
場 所 事務局第3会議室(4階)

- 議題1．学生の懲戒について(資料1)
- 議題2．共通教育科目等既修得単位認定規則の一部改正(案)について(資料2)
- 議題3．中期目標・中期計画の変更手続きについて(資料3)
- 報告事項1．鹿児島市との連携について(資料4)
- 報告事項2．徳之島町との協定の締結について(資料5)
- 報告事項3．産学官連携に係る営業秘密管理ガイドライン作成について(資料6)
- 報告事項4．平成20年度科学研究費補助金申請状況について(資料7)
- 報告事項5．ITP 国際シンポジウムの開催について(資料8)
- 報告事項6．大学祭の終了について(資料9)
- その他

[出席評議員] 25名

皆川、面高、愛甲、渡部、木部、岡部、河原、内田、清原、宮嶋、小田、植村、鳥居、福井、住吉、前田、岩元、松岡、田中、高松、杉原、山中、早川、中河、谷口

[欠席評議員] 5名

吉田、中山、瀧田、緒方、青木

[オブザーバー]

飯田、榮鶴、阿部、小野寺、越塩、仙波、友清、中島、森岡

[事務局]

(部長)小椋、吉良、上田、三野、西幸、寺垣

(課長)猪村、福澤、執行、川西、縣、住吉、岩下、内山、向井、三島

皆川理事から、学長が留守のため、議長を務める旨の挨拶があった。

議題1．学生の懲戒について(資料1)

皆川理事から、学生の飲酒事案に係る学生2名の懲戒について、審議したい旨の発言があり、学生生活課長から経緯等について資料により説明があった。飲酒運転は社会的責任が重いことを考慮すると、処分としては軽いのではないか等の意見もあったが、本人から申し出たこと、現段階の申し合わせ等では妥当な処分とし、原案どおり1名は訓告、1名は停学30日とした。今後、飲酒事案の懲戒については、飲酒時間や飲酒量等の調査を行うこと、道路交通法改正に見合う、処分の申し合わせ等を学生生活委員会で検討することとした。

なお、資料は席上配布され、会議終了後回収することとした。

議題 2 . 共通教育科目等既修得単位認定規則の一部改正 (案) について (資料 2)

教務課長から、本学で修得した共通教育科目等の単位の取扱いについての、一部改正について資料により説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

議題 3 . 中期目標・中期計画の変更手続きについて (資料 3)

面高理事から、高隈演習林の土地一部譲渡に関連する、中期目標・中期計画の変更手続きについて、資料に基づき説明があり、審議の結果、了承された。

報告事項 1 . 鹿児島市との連携について (資料 4)

総務課長から、協定書案並びに協定締結式について、資料に基づき報告があった。

報告事項 2 . 徳之島町との協定の締結について (資料 5)

研究国際部長から、協定を締結した内容について、資料に基づき報告があった。

報告事項 3 . 産学官連携に係る営業秘密管理ガイドライン作成について (資料 6)

金崎特任教授から、大学における営業秘密管理指針の作成について、資料に基づき報告があった。

報告事項 4 . 平成 2 0 年度科学研究費補助金申請状況について (資料 7)

研究国際部長から、平成 2 0 年度の部局別申請状況について、資料に基づき報告があった。

報告事項 5 . ITP 国際シンポジウムの開催について (資料 8)

研究国際部長から、シンポジウム開催について、資料に基づき報告及び参加依頼があった。

報告事項 6 . 大学祭の終了について (資料 9)

学生生活課長から、大学祭開催期間中の状況について、資料に基づき報告があった。

次回教育研究評議会は、平成 1 9 年 1 2 月 2 0 日 (木) 1 3 : 3 0 からとなった。